

第81期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2023年6月23日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）

開催場所 新潟東映ホテル 1階 白鳥の間
（新潟市中央区弁天二丁目1番6号）

決議事項 <会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

<株主提案>

- 第6号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
- 第7号議案 自己株式取得の件
- 第8号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

議決権の事前行使のお願い

株主の皆様の大切な権利である議決権の行使について、書面（郵送）またはインターネット等による事前行使をお勧めしております。事前行使の際は、恐れながら、2023年6月22日午後5時30分（書面到着または入力完了）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

第81期定時株主総会招集ご通知	2
-----------------------	---

《株主総会参考書類》

〈会社提案（第1号議案から第5号議案まで）〉

第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 定款一部変更の件	8
第3号議案 取締役8名選任の件	9
第4号議案 監査役3名選任の件	14
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための 報酬決定の件	16

〈株主提案（第6号議案から第8号議案まで）〉

第6号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件	19
第7号議案 自己株式取得の件	22
第8号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件	24

《事業報告》

1. 会社の現況に関する事項	26
2. 会社の株式に関する事項	31
3. 会社役員に関する事項	32
4. 会計監査人の状況	36
5. 業務の適正を確保するための体制及び 当該体制の運用状況	37

《計算書類》

貸借対照表	41
損益計算書	42
株主資本等変動計算書	43
個別注記表	44

《監査報告書》

会計監査人の監査報告	55
監査役会の監査報告	57

証券コード 1799
(発送日) 2023年6月1日
(電子提供措置の開始日) 2023年5月31日

株 主 各 位

新潟市中央区八千代一丁目4番34号
第一建設工業株式会社
取締役社長 内田 海基夫

第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】
<https://d.sokai.jp/1799/teiji/>



【当社ウェブサイト】
<https://www.daiichi-kensetsu.co.jp>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「第一建設工業」又は「コード」に当社証券コード「1799」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等及び書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、4ページから6ページまでの「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 新潟市中央区弁天二丁目1番6号
新潟東映ホテル 1階 白鳥の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第81期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容及び
計算書類の内容報告の件

決議事項

〈会社提案（第1号議案から第5号議案まで）〉

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役8名選任の件

第4号議案 監査役3名選任の件

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

〈株主提案（第6号議案から第8号議案まで）〉

第6号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

第7号議案 自己株式取得の件

第8号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の場合は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
 - ◎本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月23日 (金曜日)

午前10時

(受付開始：午前9時30分)



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月22日 (木曜日)

午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

6ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月22日 (木曜日)

午後5時30分入力完了分まで

※インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

本定時株主総会におきましては、会社提案及び株主提案の決議を行います。

第6号議案から第8号議案までは、株主様からのご提案です。

当社取締役会としては、これらの議案いずれにも反対しております。詳細は19ページから25ページをご参照ください。

議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

会社提案・当社取締役会の意見に 賛成いただける場合							〈株主提案〉に賛成する場合		
会 社 提 案							株 主 提 案		
第1号 議案	第2号 議案	第3号 議案	(下の候補 者を除く)	第4号 議案	(下の候補 者を除く)	第5号 議案	第6号 議案	第7号 議案	第8号 議案
賛	賛	賛		賛		賛	賛	賛	賛
否	否	否		否		否	否	否	否

インターネット等により議決権を行使いただく場合につきましても、上記の記入例をご参照のうえ、賛否をご入力ください。

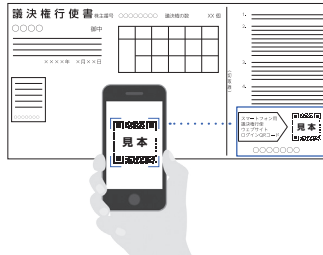
※各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

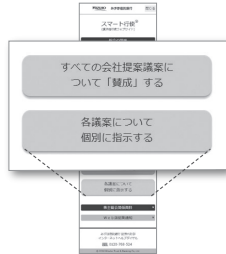
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

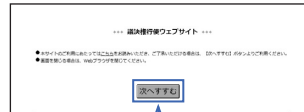
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

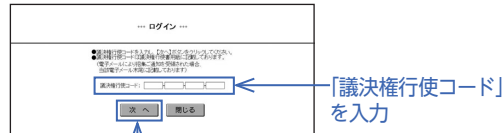
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

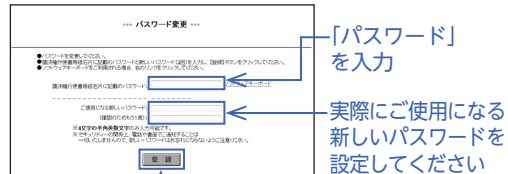
- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

第81期の期末配当につきましては、株主の皆様への安定した配当の継続を基本とし、当期の業績並びに今後の事業展開に備えた経営基盤の強化を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき、金50円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、979,375,100円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化において迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、株主の皆様からの選任機会の増加によるコーポレート・ガバナンスの一層の強化等を図ることを目的に、取締役の任期を2年から1年に短縮することといたしますので、次のとおり定款第21条（任期）を変更するものであります。これに伴い、取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>（任期）</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 補欠又は増員によって選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>（任期）</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>〈削除〉</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会においてより迅速かつ機動的に意思決定が行えるよう取締役を1名減員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	内田 海基夫 (1960年6月27日生)	2004年6月 東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社 設備部 部長 2007年6月 同社財務部 次長（資材） 2010年7月 同社総合企画本部 経営企画部 環境経営推進室 室長 2013年6月 同社監査部 部長 2015年6月 同社執行役員 八王子支社長 2017年6月 ジェイアールグループ健康保険組合 常務理事 2019年6月 当社代表取締役社長、執行役員社長 現在に至る	4,700株
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>内田 海基夫氏は、東日本旅客鉄道株式会社において長きにわたり鉄道事業に関わる業務に携わり、当社では2019年の代表取締役社長就任以降、将来の展開に向けた経営基盤の構築と企業価値向上に向け強いリーダーシップのもと当社の経営を担ってきました。その豊富な知識と経験を当社の経営に活かすことで取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。</p>			
2	佐藤 勇樹 (1957年9月3日生)	1981年4月 当社入社 2003年4月 当社購買部長 2005年6月 当社土木技術部長 2006年2月 当社土木部長 2006年6月 当社執行役員土木本部長 2012年6月 当社取締役、常務執行役員土木本部長 2017年6月 当社取締役、常務執行役員秋田支店長 2021年6月 当社取締役、常務執行役員新潟支店長 2023年4月 当社取締役、常務執行役員総合企画本部長 現在に至る	16,800株
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>佐藤 勇樹氏は、当社において長年にわたり土木業務に携わり、土木部門の責任者として土木事業の持続的成長への基盤を構築するとともに部門全体を統轄してきました。また、2017年からは支店の責任者として支店経営に携わり、2023年度からは総合企画本部の責任者として会社全体の経営戦略の中心的役割を担ってきました。その豊富な知識と経験を当社の経営に活かすことで取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">ほんだ たかし 本田 孝 (1959年6月11日生)</p>	<p>2009年 4月 東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 新潟保線技術センター 助役</p> <p>2011年 3月 同社新潟支社 総務部 勤労課長</p> <p>2015年 6月 同社新潟支社付 (当社出向) 当社管理本部総務部部長</p> <p>2015年12月 当社社員・業務サポート本部総務部長</p> <p>2016年 6月 当社執行役員社員・業務サポート本部 副本部長兼総務部長</p> <p>2019年 6月 当社執行役員社員・業務サポート本部長</p> <p>2021年 6月 当社取締役、常務執行役員社員・業務サポート本部長</p> <p>2022年 7月 当社取締役、常務執行役員総務戦略本部長 現在に至る</p>	<p style="text-align: center;">3,100株</p>
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>本田 孝氏は、東日本旅客鉄道株式会社で長年にわたり鉄道事業や総務部門に関わる業務に携わり、当社では総務部門の責任者として部門全体を統轄してきました。その豊富な知識と経験を当社の経営に活かすことで取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	ほりやま いさお 堀山 功 (1963年8月15日生)	2003年 4月 東日本旅客鉄道株式会社 安全対策部 課長 (安全推進グループリーダー) 2005年 6月 同社大宮支社 設備部 企画課 課長 2009年 6月 同社新潟支社 設備部 部長 2014年 3月 同社総合企画本部 国際業務部 部長 2016年 6月 同社総合企画本部 経営企画部 環境経営推進室 室長 2019年 6月 同社鉄道事業本部 設備部 (株式会社日本線路技術出向) 株式会社日本線路技術 代表取締役社長 2022年 6月 当社取締役、常務執行役員総合企画本部長 2023年 4月 当社取締役、常務執行役員長野支店長 現在に至る	500株
■取締役候補者とした理由 堀山 功氏は、東日本旅客鉄道株式会社で新潟支社設備部部長をはじめ、国際業務部部長や環境経営推進室室長など多様な職務を歴任してまいりました。また、株式会社日本線路技術では代表取締役社長として経営を担ってきました。2023年度からは支店の責任者として支店経営を担うなど、その豊富な知識と経験を当社の経営に活かすことで取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。			
5	ささき けんいち ※佐々木 健一 (1968年7月13日生)	1989年 4月 当社入社 2015年 7月 当社仙台支店副支店長兼土木部門長 2016年 6月 当社土木本部土木部長 2017年 6月 当社執行役員土木本部長 2021年 6月 当社執行役員仙台支店長 2023年 4月 当社執行役員新潟支店長 現在に至る	5,000株
■取締役候補者とした理由 佐々木 健一氏は、当社において長年にわたり土木業務に携わり、土木部門の責任者として土木事業の持続的成長への基盤を構築するとともに部門全体を統轄してきました。また、2021年からは支店の責任者として支店経営を担うなど、その豊富な知識と経験を当社の経営に活かすことで取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	いしづか たけし ※石塚 毅 (1958年6月13日生)	2010年6月 東日本旅客鉄道株式会社 東京工事事務所 契約用地課 課長 2013年6月 同社新潟支社 総務部 企画室 室長 2015年6月 同社新潟支社総務部 部長 2018年6月 当社新潟支店鉄道営業部長 2021年6月 当社執行役員、新潟支店副支店長 兼鉄道営業部長 現在に至る	700株
■取締役候補者とした理由 石塚 毅氏は、東日本旅客鉄道株式会社で長年にわたり鉄道事業や総務部門に関わる業務に携わり、当社では副支店長として支店経営及び営業戦略の中心的役割を担ってきました。その豊富な知識と経験を当社の経営に活かすことで取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。			
7	よしだ のりお 吉田 至夫 (1952年6月22日生)	1983年11月 株式会社新潟クボタ入社 1991年11月 同社営業本部営業副本部長 1994年2月 同社取締役営業本部営業副本部長 1997年3月 同社常務取締役営業本部長 2000年3月 同社専務取締役営業本部長 2002年1月 同社代表取締役社長 現在に至る 2016年6月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社新潟クボタ 代表取締役社長 一正蒲鉾株式会社 社外取締役	一株
■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 吉田 至夫氏は、これまで株式会社新潟クボタの経営に長年にわたって携わられており、その豊富な知識と経験を活かすことで社外取締役としての職務を適切に遂行できるものであると判断するとともに、独立した客観的立場から外部の視点より取締役の職務執行の監督強化に寄与していただけることを期待し、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	千葉 信宏 (1973年10月18日生)	2005年 2月 東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部 経営管理部 主席 2008年 6月 同社鉄道事業本部 設備部 (保線) 保線計画 副課長 2011年 7月 同社東京支社 新橋保線技術センター 所長 2013年 6月 同社高崎支社 設備部企画課 課長 2015年10月 同社鉄道事業本部 設備部 (企画・新幹線・環境保全) 工事制度 課長 2019年 6月 同社東京支社 施設部 企画課 課長 2021年 6月 同社新潟支社 設備部 部長 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 設備部 部長	一株
<p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>千葉 信宏氏は、会社経営に関与されたことはありませんが、これまで東日本旅客鉄道株式会社で培ってこられた鉄道事業での専門的経験から、当社の経営全般にわたり、その豊富な知識と経験を活かすことで社外取締役としての職務を適切に遂行できるものであると判断するとともに、主に鉄道工事に関して有益かつ的確な助言をいただけることを期待し、選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、東日本旅客鉄道株式会社は、当社の大株主であるとともに当社は同社と工事受注の取引関係があります。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 吉田 至夫、千葉 信宏の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 吉田 至夫、千葉 信宏の両氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって、吉田 至夫氏が7年、千葉 信宏氏が2年となります。
5. 当社は、吉田 至夫、千葉 信宏の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令に定める額を責任限度額として締結しております。両氏の選任についてご承認いただいた場合は、両氏と当社との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、吉田 至夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任についてご承認いただいた場合は、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

社外監査役 渡邊 智紀氏は、本総会終結の時をもって辞任され、また、田宮 武文、大和 武彦の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者 永井 康裕氏は、渡邊 智紀氏の補欠として選任されますので、その任期は当社定款の定めにより、渡邊 智紀氏の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	たみや たけふみ 田宮 武文 (1962年12月13日生)	1992年 4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 2000年 4月 田宮合同法律事務所パートナー 現在に至る 2003年 6月 当社監査役 現在に至る	1,000株
	■社外監査役候補者とした理由 田宮 武文氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、会社経営には関与されたことはありませんが、弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげており、その豊富な知識と経験を当社の監査に反映することで、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。		
2	やまと たけひこ 大和 武彦 (1956年6月29日生)	2012年 3月 新潟県警察本部新潟中央警察署長 2015年 3月 同本部生活安全部生活安全部長 2016年 3月 同本部刑事部刑事部長 2017年 4月 東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 総務部 調査役 2022年 3月 同社退社 2022年 6月 当社監査役 現在に至る	200株
	■社外監査役候補者とした理由 大和 武彦氏は、会社経営に関与されたことはありませんが、主にコンプライアンスの面において公正かつ客観的な立場から、これまで培ってこられた専門的知識と豊富な経験を当社の監査に反映することで、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	ながい やすひろ ※永井 康裕 (1973年3月17日生)	2009年7月 東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 成田保線技術センター 所長 2011年7月 同社東京支社 施設部 保線課 副課長 2015年5月 同社鉄道事業本部 設備部 (保線) 保線管理 課長 2018年6月 同社鉄道事業本部 設備部 (企画・新幹線・環境保全) 課長 2020年12月 同社仙台支社 設備部 部長 2022年10月 同社東北本部 設備部 部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 東日本旅客鉄道株式会社 東北本部 設備部 部長	一株
■社外監査役候補者とした理由 永井 康裕氏は、会社経営に関与されたことはありませんが、これまで東日本旅客鉄道株式会社で培ってこられた鉄道事業での専門的経験から、その豊富な知識と経験を当社の監査に活かすことで、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。 なお、東日本旅客鉄道株式会社は、当社の大株主であるとともに当社は同社と工事受注の取引関係があります。			

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 田宮 武文、大和 武彦、永井 康裕の各氏は、社外監査役候補者であります。
4. 田宮 武文、大和 武彦の両氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって田宮 武文氏が20年、大和 武彦氏が1年となります。
5. 当社は、田宮 武文、大和 武彦の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令に定める額を責任限度額として締結しております。両氏の選任についてご承認いただいた場合は、両氏と当社との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 永井 康裕氏の選任についてご承認いただいた場合は、同氏と当社との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令に定める額を責任限度額として締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、田宮 武文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任についてご承認いただいた場合は、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月29日開催の当社第64期定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、「下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.23%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は2.39%程度）と希釈化率は軽微である」ことから、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は9名（うち社外取締役2名）であり、第3号議案「取締役8名選任の件」を原案どおりご承認いただいた場合、取締役は8名（うち社外取締役2名）であり、対象取締役は6名となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、

それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数50,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の株の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職するまでの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

<株主提案（第6号議案から第8号議案まで）>

※提案株主様から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま記載しております。

第6号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

(1) 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第64期定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）とすることが承認されているが、今般、当社の取締役（社外取締役である取締役を含み、以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに年額250百万円以内、付与株式数の上限178,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。譲渡制限期間は、付与から3年間とする。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

(2) 提案の理由

当社は、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しておらず、取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。今般、取締役に対し本制度を導入するとともに、本制度の対象者を、社外取締役を含めた当社の全取締役とすべきと考えます。取締役と株主との価値共有を図るためには、取締役の在任中に、効果的な株式報酬の目安とされる固定報酬の3倍相当に到達するまで株式報酬が付与される必要があり、より短期的で一定規模の譲渡制限株式が付与される必要があります。

そこで、本制度の対象者を当社の全取締役（社外取締役を含む）とした上で、累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限株式を今後3年間かけて付与することを提案いたします。

また、当社は、譲渡制限付株式報酬制度に係る株式保有ガイドラインを策定し、役員による在任中の自社株式取得目標を、固定基本報酬の3倍相当と定めるとともに、当社が東京証券取引所に提出するコーポレート・ガバナンス報告書で役員個人別自社株式取得状況を開示すべきと考えます。

当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案に反対**いたします。

■反対の理由

当社取締役の報酬の額は、2006年6月29日開催の第64期定時株主総会において年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

当社の取締役の報酬は、経営内容、経済情勢等を勘案したものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

当社の社内取締役の報酬構成は、基本報酬と業績連動報酬で構成することとしております。基本報酬は、月例の固定報酬とし、経験年数、担当職務等による基準額に貢献度に応じた査定額を加えて算定するものとしております。業績連動報酬は、当社の業績に基づくインセンティブの賞与として年1回一定の時期に支給し、中期経営計画の達成に向けた貢献度等を指標として、各事業年度の取締役の実績および貢献度を加味して、総合的に評価し算出することとしております。

当社の社外取締役の報酬構成は、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬としての月例の固定報酬のみによって構成しております。

当社は、2023年5月17日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入に関する議案を、2023年6月23日開催予定の第81期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することを決議し、同日付で「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」を公表しました。

本制度は、取締役報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の持続的な企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を促進することを目的とするものであります。

本制度は、2006年6月29日開催の第64期定時株主総会においてご承認いただいた、当社の取締役の報酬等の限度額である年額250百万円とは別枠で、譲渡制限付株式の報酬を支給するものとし、本制度に基づき支給される金銭報酬債権の総額は年額50百万円以内としております。対象取締役への具体的な支給時期および配分等については、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の審議を経て取締役会において決定いたします。

また、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の間に発行又は処分される普通株式の総数は年50,000株以内とします。

なお、本制度に基づき支給される金銭報酬債権の総額および普通株式の総数は、上記の取締役報酬の基

本方針に基づき、基本報酬および業績連動報酬との適切なバランス等を考慮し、指名・報酬委員会に諮問の上、取締役会において決定したものです。

本制度の導入により、当社の取締役報酬は、基本報酬として月例の固定報酬と中期経営計画の達成に向けた貢献度等を指標として、各事業年度の取締役の実績および貢献度を加味した業績連動報酬としての取締役賞与（現金報酬の年額総額250百万円以内）、および非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬（年額総額50百万円以内）によって構成されることとなります。

こうした報酬制度下において、本株主提案では、譲渡制限付株式報酬制度の対象となる取締役に対する同報酬額の上限を年額総額250百万円（付与株式数の上限178,000株）という当社の実績から鑑みると過大な設定であること、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するとした本株主提案は、基本報酬および業績連動報酬とのバランスを欠く他、当社の利益水準に鑑みてステークホルダー間でのバランスを著しく欠く過大な報酬枠であると考えております。

本株主提案では、社外取締役も譲渡制限付株式報酬制度の対象とすることが示されておりますが、当社の本制度において社外取締役については、独立性に影響を及ぼす懸念が生じることから適切ではないと考えており、対象には含めておりません。

また、本株主提案では、譲渡制限期間は付与から3年間とすることが示されておりますが、当社の本制度においては、在任中に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを継続的に与える観点から、当社で定める地位を退任又は退職等する日までの間を譲渡制限期間としております。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

第7号議案 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数2,000,000株、取得価額の総額金2,800,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社は、2022年9月30日に自己株式立会外取引で発行済株式総数（自己株式を除く）の3.32%に相当する664,100株を取得価額9億5630万4000円で取得しており、当社が株主還元の拡充及び資本効率の向上に向けた対策を実施している点は一定の評価が出来るものです。しかし、2022年9月30日以降の当社の株価は低迷したままとなっており、市場は当社の対策がまだ不十分であると評価しているものと言えます。そこで、更なる当社の株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数（自己株式を除く）の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案に反対**いたします。

■反対の理由

自己株式の取得においては、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とし、当社の資本効率の向上および株主還元の充実を図るために有効であると認識しております。これまでも数年間にわたり適宜、自己株式の取得を実施してまいりました。

2021年5月12日付で発表いたしました「中期経営計画 D-Vision2025」において、継続的な安定配当および機動的な自己株式の取得等を実施することにより、2025年までに総還元性向30%以上とすることを目標として定めております。

「中期経営計画 D-Vision2025」を掲げた2021年度から現在まで、株主還元の拡充および資本効率の向上を目的とした資本政策を機動的に実施した結果、2021年度の総還元性向は38%を超える実績となりました。

2022年度の株主還元および資本政策については、2022年9月に東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により取得した総数664,100株の自己株式取得に加え、2023年5月に予定している自己株式取得（総額200,000,000円以内）、および配当額を増配（普通配当40円に10円増配して

1株当たり配当額50円とする) することについて、2023年5月10日開催の取締役会で決議しております。その結果、総還元性向は80.8%となる見込みとなっております。

本株主提案では、1年以内に株式総数2,000,000株、取得価格の総額金2,800,000,000円を限度として自己株式を取得することが示されておりますが、当社株式の流動性を鑑みると現実的ではなく、「中期経営計画 D-Vision2025」の目標である総還元性向30%以上、ならびに当社株式の取得状況を踏まえながら適宜自己株式を取得することが適切であると考えております。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

第8号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第19条を下記の通り変更する。

変更前	変更後
(員数) 第19条 当社の取締役は、12名以内とする。	(員数) 第19条 当社の取締役は、12名以内とする。
<u>2 (新設)</u>	<u>2 当社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u>

(2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則4-8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則4-7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、スタンダード市場上場会社であり、取締役9名のうち社外取締役は2名となっています。しかし、プライム市場上場会社でなくとも、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、高度の経験とスキルを有するアナリストの登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有し

ながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。

当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案に反対**いたします。

■反対の理由

当社は、取締役の選任に関する客観性と公正性を確保するために、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

第81期定時株主総会における会社提案である取締役8名の選任議案について指名・報酬委員会に諮問の上、取締役会において審議した結果、適正であるとの判断に至り、同選任議案を上程いたします。

会社提案に係る取締役候補者8名は、社内取締役候補者6名、社外取締役候補者1名、独立社外取締役候補者1名で構成されております。当社事業に精通している社内取締役が、社外取締役と公正かつ適切に連携して業務執行の監督を適切に果たすという観点から、現在の要員数および構成比は適正であると考えております。

また、各取締役候補者は、当社経営における高い知見と特異性を持つ鉄道工事等の専門分野での経験を有していることから、当社の取締役会は中長期的な企業価値向上に向けたガバナンス向上や社会的責任の強化を図る監督機能のみならず、実務的にもその能力を存分に発揮できる体制であると判断しております。

本株主提案では、当社の定款第19条の変更として第2項を新設し、その内容を「取締役の過半数は会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする」と示されておりますが、上述の通り、会社提案の取締役候補者で構成する取締役会は、当社事業の特異性を網羅した最適な構成であり、当社の持続的成長と企業価値向上に寄与できると考えております。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

以上

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化される中、行動制限の緩和等により社会経済活動が緩やかに回復基調の動きが見られたものの、緊迫する世界情勢に伴うエネルギー価格及び原材料価格の高騰等もあり依然として先行き不透明な状況が続いております。

建設業界におきましては、公共建設投資は政府の経済政策等により底堅く推移した一方で、民間建設投資は、企業収益の改善もあり持ち直しの動きがみられたものの、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響やエネルギー価格及び原材料の高騰等もあり、依然として厳しい状況が続くものと思われま

す。このような状況の中で当社は、安全を最優先し、最良の総合品質の提供によりお客様満足の向上を目指すとともに、目標達成に向け、技術力の向上や厳密な原価管理等に取り組んでまいりました。

その結果、受注高につきましては、546億8千万円（前期比14.0%増）となりました。その内訳につきましては、建設事業の土木工事が337億1千5百万円（前期比0.7%減）、建築工事が201億1千3百万円（前期比52.1%増）、不動産事業が8億5千万円（前期比7.2%増）であります。建設事業受注高の部門別内訳は、土木工事62.6%、建築工事37.4%であり、発注者別内訳は、鉄道工事72.5%、一般民間工事22.0%、官公庁工事5.5%であります。

売上高につきましては、473億6千7百万円（前期比10.8%増）となりました。その内訳につきましては、建設事業の土木工事が350億1百万円（前期比6.0%増）、建築工事が115億1千5百万円（前期比28.9%増）、不動産事業が8億5千万円（前期比7.2%増）であります。建設事業売上高の部門別内訳は、土木工事75.2%、建築工事24.8%であり、発注者別内訳は、鉄道工事82.9%、一般民間工事10.9%、官公庁工事6.2%であります。

次期繰越高につきましては、283億4千9百万円（前期比34.8%増）で、その内訳は、土木工事が117億2千8百万円（前期比9.9%減）、建築工事が166億2千万円（前期比107.2%増）であります。

利益につきましては、営業利益が35億6千9百万円（前期比27.7%増）、経常利益が38億8千2百万円（前期比16.6%増）、当期純利益が26億4千3百万円（前期比1.8%増）となりました。

当期の受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建 設 業	土 木 工 事	13,014	33,715	35,001	11,728
	建 築 工 事	8,021	20,113	11,515	16,620
	計	21,036	53,829	46,516	28,349
不 動 産 事 業		－	850	850	－
合 計		21,036	54,680	47,367	28,349

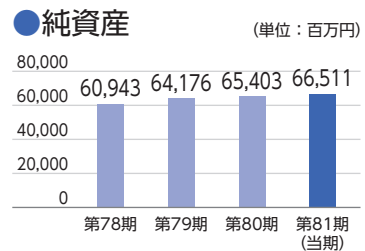
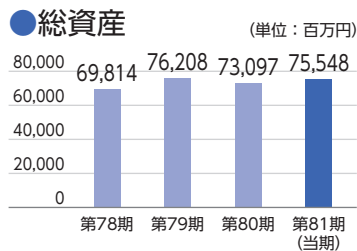
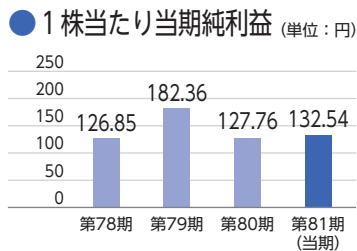
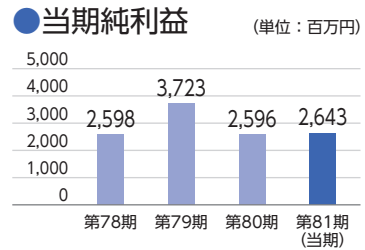
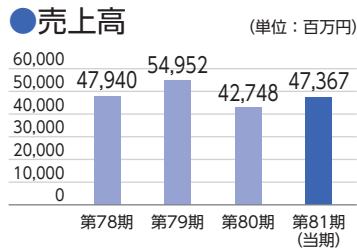
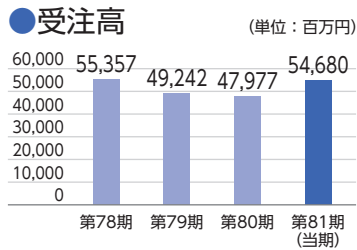
(2) 設備投資等の状況

当期中に実施した設備投資の総額は47億4千5百万であり、このうち主なものは、大型保線用機械の取得であります。

(3) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第78期 (2019年度)	第79期 (2020年度)	第80期 (2021年度)	第81期(当期) (2022年度)
受 注 高	55,357	49,242	47,977	54,680
売 上 高	47,940	54,952	42,748	47,367
当 期 純 利 益	2,598	3,723	2,596	2,643
1株当たり当期純利益(円)	126.85	182.36	127.76	132.54
総 資 産	69,814	76,208	73,097	75,548
純 資 産	60,943	64,176	65,403	66,511



(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)を第80期の期首から適用しており、第80期以降に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の規制緩和により社会経済活動の正常化が期待されるものの、緊迫する世界情勢に伴いエネルギー価格や原材料価格の高騰等に加え、世界的なインフレによる金融資本市場の変動等もあり、依然として先行きが不透明な状況が続くものと思われま

す。建設業界におきましては、企業収益の改善により持ち直しの動きがみられるものの、受注環境の激化や世界的なインフレに加え、慢性的な技能労働者不足等もあることから、依然として厳しい経営環境が続くものと思われま

す。このような経営環境の中、当社は、経営スローガンとして「変革と現状打破～ルールの目的・本質を理解し、コミュニケーションとチームワークで目指す、究極の安全と品質～」を掲げ、『中期経営計画D-Vision2025』の経営指標の達成に向けて、5つの「大切に

する企業②顧客満足を大切に

する企業③社員を大切に

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

親会社はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社は、建設業法により特定建設業者「（特－4）第1948号」として国土交通大臣の許可を受け、土木・建築・軌道並びにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者「（10）第3248号」として国土交通大臣の免許を受け、不動産の売買、賃貸並びにこれらに関する事業を行っております。

(7) 主要な営業所（2023年3月31日現在）

本 社	新潟市中央区八千代一丁目4番34号
支 店	新潟支店（新潟市中央区）、東京支店（東京都台東区）、 長野支店（長野市）、秋田支店（秋田市）、仙台支店（仙台市宮城野区）

(8) 従業員の状況（2023年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
885名	+22名	40.4才	13.3年

(注) 従業員数には、執行役員15名を含んでおりますが、受入出向者141名は含まれておりません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

特に記載すべき重要な事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 51,000,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 20,858,491株 |
| (3) 株主数 | 2,203名 |
| (4) 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
東日本旅客鉄道株式会社	3,632	18.54
旭調査設計株式会社	1,434	7.32
第一建設工業社員持株会	1,339	6.83
ビービー・エイチ フォー フィデリティ ロー プライスト ストック ファント (プリンシパル オール セクター サブ ポートフォリオ)	995	5.08
株式会社第四北越銀行	750	3.82
株式会社北陸銀行	732	3.73
東鉄工業株式会社	511	2.61
第一建設工業互助会	463	2.36
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	456	2.32
名工建設株式会社	437	2.23

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,270,989株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	内 田 海 基 夫	執行役員社長
取 締 役	佐 藤 勇 樹	常務執行役員 新潟支店長
取 締 役	内 山 和 之	常務執行役員 鉄道営業推進本部長
取 締 役	松 本 光 昭	常務執行役員 土木本部長
取 締 役	烏 一 男	常務執行役員 安全本部長
取 締 役	本 田 孝	常務執行役員 総務戦略本部長
取 締 役	堀 山 功	常務執行役員 総合企画本部長
取 締 役	吉 田 至 夫	株式会社新潟クボタ 代表取締役社長 一正蒲鉾株式会社 社外取締役
取 締 役	千 葉 信 宏	東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 設備部 部長
常 勤 監 査 役	加 賀 正 良	
監 査 役	田 宮 武 文	弁護士
監 査 役	渡 邊 智 紀	東日本旅客鉄道株式会社 鉄道事業本部 設備部門ユニットリーダー (保線)
監 査 役	大 和 武 彦	

- (注) 1. 2022年6月24日開催の第80期定時株主総会終結の時をもって、監査役の小宮山 勤氏は、辞任により退任しました。
2. 2022年6月24日開催の第80期定時株主総会において、取締役堀山 功、監査役に大和 武彦の各氏が、新たに選任され就任しました。
3. 取締役の吉田 至夫、千葉 信宏の両氏は、社外取締役であります。
4. 監査役の田宮 武文、渡邊 智紀、大和 武彦の各氏は、社外監査役であります。
5. 当社は、取締役の吉田 至夫、監査役の田宮 武文の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役の田宮 武文氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員等（退任役員等を含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補するものであります。ただし、故意または重大失に起因する損害等については、填補対象外としております。

(2)取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役	191,292	154,683	36,609	9
監査役	22,620	22,620	—	5
合計 (うち社外役員)	213,912 (14,760)	177,303 (14,760)	36,609 (—)	14 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の総額には、当事業年度に係る役員賞与引当金として費用処理した40,068千円(取締役40,068千円)を含んでおります。

②業績連動報酬等に関する事項

当社は、短期の業績連動報酬として賞与を支給しております。当社の業績連動報酬は、中期経営計画の数値目標の達成に向けた貢献度等を指標として、当事業年度における取締役の実績及び貢献度を加味して、総合的に評価を行い算出しております。

③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、2006年6月29日開催の第64期定時株主総会において年額250百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名(うち、社外取締役1名)です。

監査役の報酬の額は、2006年6月29日開催の第64期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名(うち、社外監査役2名)です。

④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年5月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、経営内容、経済情勢等を勘案したものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の社内取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、経験年数、担当職務などによる基準額に貢献度に応じた査定額を加えて算定するものとする。

ハ. 業績連動報酬（金銭報酬）の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、業績に基づくインセンティブの賞与として年1回一定の時期に支給し、中期経営計画の達成に向けた貢献度等を指標として各事業年度の取締役の実績及び貢献度を加味して、総合的に評価し算出する。

当社の社外取締役については、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬のみとし、賞与は対象外とする。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長が全ての報酬等の内容について委任を受けるものとする。なお、代表取締役社長は、取締役の個人別の報酬に関する事項について、客観性・透明性等を確保する観点から、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会に諮り、指名・報酬委員会の答申を踏まえてこれを決定する。

④取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長 内田 海基夫に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の賞与の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前にその考え方や決定プロセスの客観性について独立社外取締役と意見交換を行い、その結果を取締役に報告し、意見交換を行っておりません。

(3)社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役の吉田 至夫氏は、株式会社新潟クボタの代表取締役社長及び一正蒲鉾株式会社の社外取締役であり、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役の千葉 信宏、社外監査役の渡邊 智紀の両氏は、東日本旅客鉄道株式会社の社員であり、同社は当社の大株主であるとともに当社は同社と工事受注の取引関係があります。

②当事業年度における活動状況

	主な活動状況
取締役 吉田 至夫	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、主として経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から、必要かつ適切な発言を適宜行うとともに、独立した客観的立場から外部の視点より取締役の職務執行の監督に努めております。
取締役 千葉 信宏	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、主として鉄道事業の専門的経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から、必要かつ適切な発言を適宜行うとともに、主に鉄道工事に関して有益かつ的確な助言を行っております。
監査役 田宮 武文	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に、また、監査役会13回のうち13回に出席し、主として弁護士としての専門的見地から、その豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するために必要かつ適切な発言を適宜行っております。
監査役 渡邊 智紀	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に、また、監査役会13回のうち12回に出席し、主として鉄道事業の専門的経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するために必要かつ適切な発言を適宜行っております。
監査役 大和 武彦	監査役就任以降開催の取締役会10回のうち10回に、また、監査役会9回のうち9回に出席しているほか、その他重要な会議に出席し、主としてコンプライアンスの立場から、その豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するために必要かつ適切な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、監査体制、監査日数と監査報酬の推移、品質管理体制、監査実施状況等を検証し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において上記体制につき、次のとおり議決いたしました。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 内部統制室は、定款及び社内規則に準拠して適正に職務が遂行されているか、定期的に監査を行う。
- ロ. 倫理・法令遵守委員会は、倫理・法令遵守に関するマニュアルを整備し、経営幹部及び社員に対してコンプライアンスについて社内研修を実施し、その確認により周知徹底を図る。
- ハ. 反社会的勢力に対して経済的な利益供与を行わないことを企業倫理規則に定め、運用のための社内体制を整備し徹底する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行にあたり重要な文書及び情報について、当社の規則に従い適切に保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク管理に関する体制を整備するため、リスク管理に係る規則の制定及び社員研修を行う。
- ロ. リスク管理委員会は、会社の事業運営、社会的信用、人命、財産等に重大な影響を及ぼす可能性のある事態が発生した場合に、情報の収集、一元管理及び体制整備の初期体制を迅速に構築する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、取締役会及び経営会議を一定のサイクルで開催し、各取締役は役割分担によって相互牽制を図りながら、適宜、経営戦略の見直しを行う。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 関係会社管理規則に基づき子会社管理の担当部署を置き、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
- ロ. 担当部署は、子会社の営業成績や重要事項について、定期的に報告を受ける。
- ハ. 担当部署は、子会社に重大なリスクが発生した場合は速やかに報告を受ける体制を整備する。
- ニ. 担当部署は、子会社と関係会社連絡会議を開催し、経営状況の把握や意思の疎通を図る。
- ホ. 子会社に対して、内部統制室による監査を実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、必要に応じ監査役付担当者を選任する。
- ロ. 監査役付担当者が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役から指示を受けたときには、その業務を優先して従事するものとする。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記監査役付担当者の処遇及び評価については、事前に監査役と協議する。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 当社グループの取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に損害を及ぼす事実及び法令、定款違反が発生したときは、速やかに監査役に報告する。
 - ロ. リスク管理委員会、倫理・法令遵守委員会及び賞罰委員会等の活動状況を速やかに報告する。
 - ハ. 重要な事項の稟議書は決裁後、速やかに供覧する。
- 二. 監査役に報告をした者は、その報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないものとする。

⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換する。
- ロ. 監査役は、会計監査人及び内部統制室と適宜、情報交換を行い会社業務の適法性の確認を行う。

(2)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ① **取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - ・内部統制室は、年間監査計画を作成し、内部統制監査・業務監査を実施しています。
 - ・倫理・法令遵守マニュアルを作成し、社内研修を実施しています。
 - ・企業倫理規則を定め、協力会社との契約約款に反社会的勢力排除条項を設けています。
- ② **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
 - ・文書取扱規則を定め、重要な文書は、適切に保存管理を行っています。
- ③ **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - ・リスク管理規則を定め、社内研修を実施しています。
 - ・会社の事業運営等に重大な影響を及ぼす恐れのある事態については、リスク管理委員会にて対応しています。
- ④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - ・取締役会規則を定め、月1回を目処に取締役会を開催するとともに、取締役会決議事項以外の事項については、月2回を目処に経営会議を開催しています。
- ⑤ **当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**
 - ・関係会社管理規則を定めるとともに、子会社の管理担当部署として、経営企画部を指定しています。
 - ・経営企画部は、関係会社連絡会議を開催し、経営状況や事業運営に重大な影響を及ぼす恐れのある事項について、報告を求めています。
 - ・内部統制室は、年1回以上、子会社の業務監査を実施しています。
- ⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
 - ・内部統制室長を監査役付担当者として選任しています。
 - ・監査役付担当者は、監査役から指示を受けた場合は、当該業務を優先しています。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役付担当者の処遇及び評価等は、事前に監査役と協議しています。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ リスク管理委員会、倫理・法令遵守委員会、賞罰委員会等の審議・決定事項は、監査役に速やかに報告しています。
 - ・ 重要な事項の稟議書は、監査役に供覧しています。
 - ・ 監査役に報告したことを理由に、不利益な扱いをしない旨を取締役会で決議しています。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項
- ・ 監査役職務執行に生ずる費用等は、速やかに処理しています。
- ⑩ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、代表取締役と適宜意見交換を行っています。
 - ・ 監査役は、会計監査人や内部統制室が行う監査に立ち会う等により、適宜情報交換を行っています。

本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

計算書類
貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	43,564,395	流動負債	7,800,527
現金預金	13,084,626	工事未払金	4,434,664
電子記録債権	1,865	リース債務	1,056
完成工事未収入金	24,216,414	未払金	779,233
有価証券	3,399,930	未払費用	293,948
販売用不動産	45,121	未払法人税等	864,103
未成工事支出金	445,105	未成工事受入金	473,292
未収入金	960,395	完成工事補償引当金	58,710
その他	1,413,535	工事損失引当金	950
貸倒引当金	△ 2,600	賞与引当金	726,310
固定資産	31,984,208	役員賞与引当金	42,447
有形固定資産	20,380,118	その他	125,810
建物・構築物	6,967,031	固定負債	1,236,180
機械・運搬具	7,232,078	退職給付引当金	392,077
工具器具・備品	174,487	資産除去債務	395,760
土地	4,096,512	その他	448,342
リース資産	960	負債合計	9,036,707
建設仮勘定	1,909,048	純 資 産 の 部	
無形固定資産	157,351	株主資本	63,665,233
投資その他の資産	11,446,738	資本金	3,302,375
投資有価証券	6,772,097	資本剰余金	3,338,481
関係会社株式	3,922,587	資本準備金	3,338,395
長期前払費用	1,592	その他資本剰余金	85
繰延税金資産	83,785	利益剰余金	58,756,298
その他	668,600	利益準備金	321,293
貸倒引当金	△ 1,925	その他利益剰余金	58,435,004
資産合計	75,548,603	買換資産圧縮積立金	151,179
		別途積立金	52,010,000
		繰越利益剰余金	6,273,825
		自己株式	△ 1,731,922
		評価・換算差額等	2,846,662
		その他有価証券評価差額金	2,846,662
		純資産合計	66,511,895
		負債・純資産合計	75,548,603

損益計算書（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	46,516,217	
不動産事業売上高	850,887	47,367,104
売上原価		
完成工事原価	40,069,599	
不動産事業売上原価	547,439	40,617,039
売上総利益		
完成工事総利益	6,446,617	
不動産事業総利益	303,447	6,750,065
販売費及び一般管理費		3,180,912
営業利益		3,569,152
営業外収益		
受取利息及び配当金	184,540	
受取保険金	64,592	
その他	63,955	313,088
経常利益		3,882,241
特別利益		
固定資産売却益	2,359	2,359
特別損失		
固定資産売却損	1,796	
固定資産除却損	24,415	
減損損失	3,360	
災害による損失	461	30,033
税引前当期純利益		3,854,567
法人税、住民税及び事業税	1,350,953	
法人税等調整額	△ 139,881	1,211,071
当期純利益		2,643,496

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,302,375	3,338,395	85	3,338,481	321,293	151,301	50,010,000	6,544,215	57,026,811	△694,078	62,973,589
当期変動額											
剰余金の配当								△914,009	△914,009		△914,009
当期純利益								2,643,496	2,643,496		2,643,496
買換資産圧縮積立金の取崩						△122		122	-		-
別途積立金の積立							2,000,000	△2,000,000	-		-
自己株式の取得										△1,037,843	△1,037,843
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△122	2,000,000	△270,390	1,729,486	△1,037,843	691,643
当期末残高	3,302,375	3,338,395	85	3,338,481	321,293	151,179	52,010,000	6,273,825	58,756,298	△1,731,922	63,665,233

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高		2,429,609	65,403,199
当期変動額			
剰余金の配当			△914,009
当期純利益			2,643,496
買換資産圧縮積立金の取崩			-
別途積立金の積立			-
自己株式の取得			△1,037,843
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	417,053	417,053	417,053
当期変動額合計	417,053	417,053	1,108,696
当期末残高	2,846,662	2,846,662	66,511,895

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・ 市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ. 未成工事支出金

個別法による原価法を採用しております。

ハ. 材料貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 15年～50年

機械 6年

運搬具・工具器具・備品 5年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去の実績をもとにした補償見積額を計上しております。

③ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積もることができる工事について損失見込額を計上しております。

④ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

⑤ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(顧客との契約から生じる収益)

建設事業では、顧客との契約において受注した建設工事について、施工して引渡す義務を負っており、当事業年度末までの工事進捗部分について履行義務の充足が認められる工事については、主として一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）により収益を認識しております。

また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

取引の対価は、主に、履行義務の充足の進捗に応じて契約期間中に段階的に受領するとともに、残額については履行義務を全て充足したのち概ね1年以内に支払いを受けております。

2. 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

(1) 収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	合計
	建設事業	不動産事業	計		
売上高					
土木工事	35,001,184	－	35,001,184	－	35,001,184
建築工事	11,515,032	－	11,515,032	－	11,515,032
顧客との契約から生じる収益	46,516,217	－	46,516,217	－	46,516,217
不動産賃貸	－	850,887	850,887	－	850,887
その他の収益	－	850,887	850,887	－	850,887
外部顧客への売上高	46,516,217	850,887	47,367,104	－	47,367,104

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益との金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度期末残高
顧客との契約から生じた債権	
電子記録債権	1,865
完成工事未収入金	18,657,536
契約資産	5,549,457
契約負債	443,503

契約資産は、主に建設事業における請負工事契約について期末日時点で請負工事等が進捗しているが、未請求の対価に対する権利に関するものであり、貸借対照表上、流動資産の「完成工事未収入金」に含まれております。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられ、その対価は契約によって定められた時期に請求、受領しております。

契約負債は、主に工事契約の履行義務充足前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上、流動負債の「未成工事受入金」に含まれております。

なお、契約負債は、収益の認識に伴い取り崩しております。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、691,028千円であります。また、契約資産及び契約負債の増減は、履行義務の充足や顧客との契約から生じた債権への振替又は前受金の受領などによるものであります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当事業年度に認識した収益の額に重要性はありません。

残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当事業年度末において28,349,395千円であります。当該履行義務は、建設事業における顧客との契約において受注した建設工事に関するものであり、期末日後1年以内に約70%、残り約30%が2年目以降に収益として認識されると見込んでおります。

なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

工事契約における収益認識

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
進捗度に応じた工事契約の売上高 11,247,076千円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

請負工事契約において、一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

工事は個別性が強く、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われることから、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得られにくいため、工事原価総額の見積りは工事に対する専門的な知識と施工経験を有する工事現場責任者による一定の仮定と判断を伴い、不確実性を伴うものとなります。

また、工事は一般に長期にわたることから、工事の進行途上における工事契約の変更、悪天候による施工の遅延、資材単価や労務単価等の変動が生じる場合があり、工事原価総額の適時・適切な見直しには複雑性が伴います。

このため、翌事業年度に係る計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 投資その他の資産から直接控除した貸倒引当金
その他 120千円
「その他」中の直接控除した貸倒引当金は、破産更生債権等であります。

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 21,141,241千円

- (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
関係会社に対する短期金銭債権 20,593,890千円
関係会社に対する短期金銭債務 922,168千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	36,920,931千円
仕入高	2,431,531千円
販売費及び一般管理費	74,307千円
営業取引以外の取引による取引高	124,498千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

- ① 当事業年度末における発行済株式数
普通株式 20,858,491株
- ② 当事業年度末における自己株式数
普通株式 1,270,989株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	914,009	45	2022年3月31日	2022年6月27日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
2023年6月23日開催の第81期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	979,375	利益剰余金	50	2023年 3月31日	2023年 6月26日

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

- ① 繰延税金資産
退職給付引当金、減価償却超過額、賞与引当金、減損損失等が主な発生の原因であります。
- ② 繰延税金負債
その他有価証券評価差額金が主な発生の原因であります。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、土木・建築の工事請負を主な事業としておりますが、これらの事業から生じる一時的な余裕資金については、主に流動性が高く且つ安全性が高い金融商品で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である電子記録債権及び完成工事未収入金に係るリスク管理は、当社の受注管理を定めた社内規程に従い、取引先毎の信用状況を審査の上受注し、リスク軽減を図っております。

また、有価証券及び投資有価証券並びに関係会社株式は、主に譲渡性預金、金銭信託、株式、債券、投資信託等であり、一時的な余裕資金運用並びに純投資及び事業推進目的で保有しております。運用管理は、取引権限を定めた社内規程に基づき行うと共に、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制をとっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券並びに関係会社株式 その他有価証券(*1)	13,814,147	13,814,147	－
資産計	13,814,147	13,814,147	－

(*1) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券並びに関係会社株式」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 (千円)
非上場株式	280,467

(注) 「現金預金」、「電子記録債権」、「完成工事未収入金」、「工事未払金」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金預金	13,084,626	—	—	—
電子記録債権	1,865	—	—	—
完成工事未収入金	24,216,414	—	—	—
有価証券及び投資有価証券並びに 関係会社株式 その他有価証券のうち満期の あるもの				
(1) 社債	400,000	700,000	200,000	—
(2) 譲渡性預金	2,000,000	—	—	—
(3) 金銭信託	1,000,000	—	—	—
合計	40,702,907	700,000	200,000	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 並びに関係会社株式 その他有価証券				
株式	8,500,270	—	—	8,500,270
投資信託	1,018,786	—	—	1,018,786
債券	—	1,295,090	—	1,295,090
譲渡性預金	—	2,000,000	—	2,000,000
金銭信託	—	1,000,000	—	1,000,000
資産計	9,519,056	4,295,090	—	13,814,147

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券並びに関係会社株式

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券、譲渡性預金、金銭信託は、取引所の価格または取引先金融機関から提示された価格によっているため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、新潟県やその他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設や賃貸住宅（土地を含む。）を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
6,521,750	7,949,591

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を利用し算定した金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
その他の 関係会社	東日本旅客鉄 道株式会社	被所有 直接 18.57% 間接 なし	工事の施 工	建設工事 の請負	36,896,693	完成工事 未収入金	20,566,872

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,395円62銭
- (2) 1株当たり当期純利益 132円54銭

13. その他の注記

記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

第一建設工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新潟事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 亮一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井 広幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一建設工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準等に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を經由した手段も活用しながら、取締役、内部統制室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、支店及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について、検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月10日

第一建設工業株式会社 監査役会

常勤監査役	加 賀 正 良	㊟
社外監査役	田 宮 武 文	㊟
社外監査役	渡 邊 智 紀	㊟
社外監査役	大 和 武 彦	㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場
新潟東映ホテル 1階 白鳥の間

新潟市中央区弁天二丁目1番6号

電話 025-244-7101



交通案内・JR「新潟駅」より徒歩約5分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。